

# ○さいたま市市税に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する要綱

平成17年12月27日

告示第1118号

(趣旨)

**第1条** この告示は、別に定めるもののほか、市税に係る行政手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この告示において使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、さいたま市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年さいたま市条例第66号。以下「条例」という。）及びさいたま市市長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年さいたま市規則第154号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 機構 地方税共同機構をいう。
- (2) 運営団体 機構を構成する都道府県及び市町村をいう。

(申請等の指定)

**第3条** 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。以下「法」という。）第3条第1項又は条例第3条第1項の規定により、電子情報処理組織を使用して行わせることができる地方税に関する法令又は条例等に規定する申請等は、別表第1に掲げる申請等とする。

(処分通知等の指定)

**第4条** 法第4条第1項又は条例第4条第1項の規定により、電子情報処理組織を使用して行うことができる地方税に関する法令又は条例等に規定する処分通知等は、別表第2に掲げる処分通知等とする。

(届出の指定)

**第5条** 前2条に規定するもののほか、市税の賦課徴収に関して市長が必要と認める届出で、電子情報処理組織を使用して行わせることができるものは、別表第3に掲げる届出とする。

(電子計算機の指定)

**第6条** 第3条の申請等、第4条の処分通知等及び前条の届出は、機構が使用し、及び管理する電子計算機を用いるものとする。

(事前届出等)

**第7条** 第3条の申請等及び第5条の届出（以下「市税に係る申請等」という。）を電子情報処理組織を使用する方法により行おうとする者は、あらかじめ、市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回

線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、次に掲げる事項を入力して、市長（さいたま市市税条例施行規則（平成13年さいたま市規則第64号）第2条の5の規定により所管区の区長に対して提出するものとされる書類に係る行政手続等にあつては、当該所管区の区長を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所又は事業所の所在地）
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により行う市税に係る申請等の範囲
- (3) 前2号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法による市税に係る申請等に必要と認められる事項

2 前項の規定による届出をしようとする者は、当該届出に係る事項について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することができる電子証明書に限る。以下同じ。）を当該届出事項と併せて、市長に送信しなければならない。ただし、届出をしようとする者が、税理士法（昭和26年法律第237号）第2条第1項第2号に規定する税務書類の作成を委嘱し、当該委嘱を受けた者が電子情報処理組織を使用して市税に係る申請等を行う場合において、委嘱を受けた者に係る電子署名及び電子証明書を送信して届出を行うときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定による届出を受理したときは、当該届出をした者に対し、識別符号（電子情報処理組織を使用する方法により市税に係る申請等を行う者（以下「利用者」という。）を特定するために、利用者ごとに付与する符号をいう。以下同じ。）及び暗証符号（利用者を特定する際の電子情報処理組織の安全性の確保を目的として用いる符号であつて、利用者ごとに付与するものをいう。以下同じ。）を通知するものとする。ただし、当該届出をした者が、既に本市以外の運営団体から識別符号及び暗証符号を付与されているときは、この限りでない。

4 前項の規定による通知を受けた者は、電子情報処理組織を使用する方法により市税に係る申請等を行うために必要なプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わせられたものをいう。）の提供を受けることができる。

5 第1項の規定による届出をした者は、その届け出た事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を、その者の使用に係る電子計算機から入力し、市長に届け出なければならない。第2項の規定により送信した電子証明書に記録された事項に変更が生じ、又は当該電子証明書の有効期間が満了したときも、同様とする。

6 第1項の規定による届出をした者は、電子情報処理組織の使用を停止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（電子情報処理組織による市税に係る申請等）

**第8条** 電子情報処理組織を使用して市税に係る申請等を行う者は、前条第4項のプログラム又はこれ

と同様の機能を有するものを用いて、市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、当該市税に係る申請等に係る事項並びに前条第3項の識別符号及び暗証符号を入力して、当該市税に係る申請等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを送信しなければならない。ただし、市税に係る申請等を行おうとする者が、税理士法第2条第1項第2号に規定する税務書類の作成を委嘱し、当該委嘱を受けた者が電子情報処理組織を使用して当該市税に係る申請等を行う場合において、当該税務書類の作成を委嘱した者に係る識別符号及び暗証符号を入力して市税に係る申請等を行うときは、この限りでない。

2 電子情報処理組織を使用して市税に係る申請等が行われる場合において、市長は、当該市税に係る申請等について規定した地方税に関する法令又は条例等の規定により添付すべきこととされている書面等（以下「添付書面等」という。）（当該添付書面等が登記事項証明書であるときを除く。）に記載されている事項又は記載すべき事項を併せて入力して送信させることをもって、当該添付書面等の提出に代えさせることができる。

3 電子情報処理組織を使用して市税に係る申請等が行われる場合において、添付書面等が登記事項証明書であるときは、市長は、これに代わるべき電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号）第2条第1項に規定する登記情報の送信を同法第3条第1項の規定による指定を受けた者から受けるのに必要な情報であって、当該者から送信を受けたものを送信させることをもって、当該添付書面等の提出に代えさせることができる。

4 規則第4条第2項第3号の市長が定める電子証明書は、機構により電子情報処理組織を使用して市税に係る申請等を行う場合に利用することが認められた電子証明書とする。

（書面の特例等）

**第9条** 税理士法の規定により税務代理をする税理士が、電子情報処理組織を使用して行う当該代理をする市税に係る申請等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該市税に係る申請等と併せて送信したときは、これを同法第30条の規定により提出しなければならないとされる書面の提出があったものとみなすことができる。

2 税理士法第33条第1項及び第2項並びに第33条の2第3項の規定による市税に係る申請等において記載すべき事項とされる署名等は、電子情報処理組織を使用して行う市税に係る申請等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該市税に係る申請等と併せて送信することをもって、当該署名等に代えることができる。

（電子情報処理組織による処分通知等）

**第10条** 市長が電子情報処理組織を使用して処分通知等を行う場合は、当該処分通知等の対象者の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた市長等の使用に係る電子計算機から、当該処分通知等につき規定した法令又は条例等の規定において書面等に記載すべきこととされている事項を入力して、当該処分通知等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書

と併せてこれらを送信することにより、当該処分通知等を行うものとする。

(機構の定める事項の遵守)

**第 1 1 条** 機構が運営する電子情報処理組織を使用して市税に係る行政手続等を行うときは、その使用に関し機構が定める事項を遵守しなければならない。

(その他)

**第 1 2 条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成 1 8 年 1 月 1 6 日から施行する。

附 則 (平成 1 8 年 1 2 月 2 6 日告示第 1 1 7 7 号)

この告示は、平成 1 9 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 9 年 3 月 3 0 日告示第 3 2 2 号)

この告示は、平成 1 9 年 4 月 2 日から施行する。

附 則 (平成 2 4 年 5 月 8 日告示第 6 3 6 号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 2 9 年 3 月 3 1 日告示第 5 0 8 号)

この告示は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 3 1 年 3 月 1 9 日告示第 4 6 9 号)

この告示は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

申請等	根拠条文等
退職所得に係る納入申告書の提出	地方税法（昭和25年法律第226号）第50条の5及び第328条の5第2項
退職所得者の特別徴収票の提出	地方税法第50条の9及び第328条の14
法人の設立（設置）変更等申告書の提出	地方税法第317条の2第8項並びにさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号。以下「市税条例」という。）第28条第8項及び第9項
給与支払報告書の提出	地方税法第317条の6第1項及び第3項
公的年金等支払報告書の提出	地方税法第317条の6第4項
給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書の提出	地方税法第317条の6第2項、第321条の4第5項及び第321条の5第3項
法人市民税の申告書の提出	地方税法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項及び第21項から第23項まで並びに第321条の13第1項
償却資産申告書の提出	地方税法第383条
事業所税の申告書の提出	地方税法第701条の46及び第701条の47並びに市税条例第143条
事業所等の新設・廃止・異動申告書の提出	地方税法第701条の52第1項及び市税条例第148条第1項
事業所用家屋の貸付け等申告書の提出	地方税法第701条の52第2項及び市税条例第148条第2項
税務代理における書面の提出等	税理士法第30条並びに第33条の2第1項及び第2項

別表第2（第4条関係）

処分通知等	根拠条文等
給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）の送付	地方税法第321条の4第1項、第7項及び第8項

別表第3（第5条関係）

届出
市民税・県民税特別徴収への切替届出書の提出
特別徴収義務者所在地・名称変更届出書の提出